

令和8年度勤務先から給与等が支給されない現職教員 に係る授業料免除（後期分）の申請について

申請書類の提出期限 令和8年9月4日（金）まで（土・日、休日を除く）

※郵送による提出の場合は提出期限を十分考慮して送付してください。

下記の申請資格に該当する場合、本人からの申請に基づき後期分の授業料を免除します。
免除の申請受付は、前期及び後期毎に区分して行い、各期毎の申請に対して免除の審査を行います。今回は後期分のみの申請受付です。

記

1 申請資格

本学大学院学校教育研究科に在学する現職教員学生のうち、令和8年度中に、勤務先から給与等が支給されない者。

2 申請書類

上記の申請資格に該当する授業料免除希望者は、次の書類を提出してください。

- ① 授業料免除申請書（授・様式1）
- ② 家庭状況調書（授・様式2）
- ③ 授業料免除提出書類チェック表（授・様式3）
- ④ 給与等が支給されないことを証明する書類（所属学校の校長の証明等）
- ⑤ 結果通知用封筒1通（長3封筒に住所・氏名を明記し、320円分の切手を貼付）

* 学生寄宿舍宛は切手不要

3 審査結果等

- (1) 申請書類に不備がある場合の受理や申請期限及び窓口の受付時間を過ぎての受付はできません。
- (2) 審査結果は、11月下旬に決定される予定です。（結果通知用封筒にて郵送します。）
- (3) 免除申請を受理された者は、審査が完了するまでの間、授業料の納付を猶予します。
- (4) 納付した授業料は返還できませんので、免除申請を受理された者は、審査結果を通知するまでの間、授業料を納付しないでください。
- (5) 授業料の免除が認められた者については、納付すべき半期分の授業料を免除します。

4 申請書類の提出先

- (1) 提出先・担当窓口（取扱時間：平日の8時30分～17時15分）
兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム
〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1
電話：0795-44-2051、2378
- (2) 郵送による場合は、封筒に「授業料免除申請書類在中」と朱書し簡易書留で送ってください。